



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鮫 島 章 男  
(コード番号 5233)  
(東証第 1 部、福証)  
問 合 せ 先 IR 広 報 部 長 塚 原 宏  
(Tel 03-6226-9018)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- 1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) 等が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款について次のとおり所要の変更を行うものであります。
  - (1) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、現行定款には以下の定めがあるものとみなされているため、これに対応すべく所要の変更を行うものであります。
    - ①取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定め
    - ②株券を発行する旨の定め
    - ③株主名簿管理人を置く旨の定め
  - (2) 「会社法」等の規定により、新たに定款に定めることが可能となった事項について、以下の規定を新設するものであります。
    - ①単元未満株式についての権利  
株主が有する単元未満株式の権利を明確にするものであります。
    - ②株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供  
株主総会招集に際し株主の皆様へ充実した情報をご提供できるよう、株主総会参考書類等を一定期間インターネットで開示することを可能とするものであります。
    - ③取締役会の決議の省略  
取締役会を機動的に運営し、迅速な意思決定ができるよう、書面または電磁的記録による取締役会決議を可能とするものであります。
    - ④社外監査役との責任限定契約の締結  
社外監査役にふさわしい人材の招聘を容易にし、社外監査役が期待された役割を十分

に発揮できるよう、社外監査役との間で責任限定契約の締結を可能とするものであります。

- (3)その他「会社法」等の施行に伴い、規定の新設、削除および変更ならびに用語、引用条文の変更等現行定款全般にわたって所要の変更を行うものであります。
- 2) 公告の方法について、閲覧の利便性の向上等を図るため、電子公告制度を導入するものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も併せて定めるものであります。
- 3) 以上のほか、規定の新設、削除に伴う条数の変更、規定の構成の変更、項数の表示その他一部字句の整備等現行定款全般にわたって所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 28 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は太平洋セメント株式会社と称し、英文ではTAIHEIYO CEMENT CORPORATIONと表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>太平洋セメント株式会社</u> と称し、英文ではTAIHEIYO CEMENT CORPORATIONと表示する。
(目的) 第2条 当社は <u>下記</u> の事業を営むことを目的とする。 (省略)	(目的) 第2条 当社は、 <u>次</u> の事業を営むことを目的とする。 (現行どおり)
(本店所在地) 第3条 当社は本店を東京都中央区に置く。	(本店所在地) 第3条 当社は、 <u>本店</u> を東京都中央区に置く。
(新設)	(機 関)
	第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>
(公告方法) 第4条 当社の公告は <u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(株式総数)	(株式総数)
第5条 当社の <u>発行する株式の総数は</u> 1,977,308,000株とする。	第6条 当社の <u>発行可能株式総数は</u> 、1,977,308,000株とする。
(新設)	(株券の発行)
	第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第6条 当社は <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	第8条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)	(単元株式数及び単元未満株券の不発行)
第7条 当社の <u>1単元の株式の数は</u> 1,000株	第9条 当社の <u>単元株式数は</u> 、1,000株とす

とする。  
当社は1単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係わる株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

（新設）

（単元未満株式の買増）

第8条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

（名義書換代理人）

第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。  
名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。  
当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第10条 当社の株券の種類・株式の名義書換・単元未満株式の買取及び買増その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。

（基準日）

第11条 当社は、毎決算期末現在の株主名簿に

る。

②当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

（単元未満株式についての権利）

第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第11条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）

第13条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（削除）

記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。  
前項のほか必要ある場合は、取締役会の決議により予め公告して、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とする。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集する。

前項のほか必要ある場合は臨時株主総会を招集する。

(新 設)

(議 長)

第13条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長に差支のあるときは、取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに代る。

(新 設)

(新 設)

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

商法第343条に定める決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でもってこれを決する。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(削 除)

(定時株主総会の基準日)

第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行

(議決権の代理行使)  
第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権の行使を委任することができる。但し株主又は代理人は委任状を当会社に差出さねばならない。

(新設)

第4章 取締役及び取締役会  
(員数)

第16条 当会社の取締役は15名以内とする。

(選任方法)

第17条 取締役は株主総会において選任する。取締役の選任決議については総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。

取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会)

第19条 取締役会を招集するには会日より3日前に各取締役及び各監査役に対して通知を発するものとする。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 会社を代表する取締役は取締役会の決議でこれを定める。取締役会の決議をもって取締役会長・取締役副会長・取締役社長各1名、取締役副社長・専務取締役・常務取締役を定めることができる。

(新設)

う。

(議決権の代理行使)  
第19条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会  
(員数)

第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。  
②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  
②取締役会は、その決議によって取締役会長・取締役副会長・取締役社長各1名、取締役副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

<p>(報酬) 第21条 取締役の報酬は株主総会でこれを定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第22条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第23条 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議については総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。</p> <p>(任期) 第24条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第25条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会) 第26条 監査役会を招集するには会日より3日前に各監査役に対して通知を発するものとする。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(報酬) 第27条 監査役の報酬は株主総会でこれを定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 (営業年度及び決算期) 第28条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 決算は毎営業年度末日に行なう。</p>	<p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第27条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(報酬等) 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第6章 計 算 (事業年度) 第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (削除)</p>
--	--

<p>(利益配当金)</p> <p>第29条 当社の利益配当金は毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。 (新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第30条 当社は取締役会の決議により毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第31条 当社の利益配当金又は前条の金銭の分配については、支払開始の日より満5年を経過してもその受領がないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>
--	---

以上